

< 政策目標 4 >

消費者教育の推進：消費者教育推進地域協議会の設置(全都道府県・政令市)



- ・ 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した**消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）**を構築

【背景】

- ・ 認知症の方を含め、高齢者等を中心に消費者トラブルが増加、悪質化・深刻化
- ・ 相談体制の整備に加え、**消費生活上特に配慮を要する消費者**に対する更なる取組が必要

消費者安全法の改正（平成26年6月成立）により、地域で高齢者等を見守るための**消費者安全確保地域協議会**を組織することが可能に

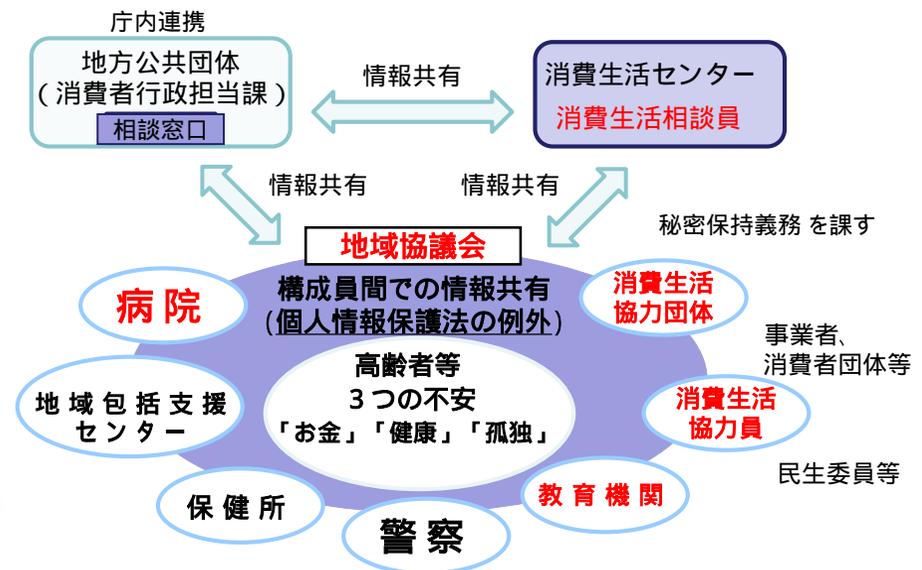
【制度の概要】

- ・ 協議会の役割：構成員間での必要な**情報交換、協議**
- ・ 構成員の役割：消費生活上特に配慮を要する消費者と適切な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を実施
- ・ 構成員：
 - ・ 地方公共団体の機関（消費生活センター等）
 - ・ 医療・福祉関係（病院、地域包括支援センター、介護サービス事業者、保健所、民生委員・児童委員等）
 - ・ 警察・司法関係（法テラス、弁護士、司法書士等）
 - ・ 教育関係（教育委員会等）
 - ・ 事業者関係（商店街、コンビニ、生協、農協、宅配事業者、金融機関等）
 - ・ 消費者団体、町内会等の地縁団体、ボランティア
- ・ 他分野のネットワークとの連携（福祉、防災等）

【今後の取組】

- ・ 地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置促進（**人口5万人以上の全市町**）（「地方消費者行政強化作戦」（平成27年3月24日））

「見守りネットワーク」における地域の連携イメージ



地方消費者行政推進交付金の制度概要

消費者行政の充実・強化に取り組む地方自治体を支援
 (「消費生活相談体制の整備」と「消費者問題解決力の高い地域社会づくり」)

地域の事情に応じた取組が可能となるよう、メニュー方式により支援

国から提案する政策テーマに応じて、地方自治体が企画する先駆的プログラムを実施

毎年度の交付金の支出限度額は、各都道府県(管内市町村を含む)の消費者行政予算の総額の2分の1まで(被災4県は3分の2まで)

交付金の配分に当たりインセンティブを付与(相談体制の質の向上、相談員の処遇改善)

基金と異なり、単年度ごとに精算(やむを得ない場合は繰り越し)

地方消費者行政活性化基金

約438億円

20年度2次補正 150億円 21年度補正 80億円

24年度当初 5億円(一般会計) / 3.6億円(復興特会) 24年度補正 60.2億円

25年度当初 5億円(一般会計) / 7.3億円(復興特会) 25年度補正 15億円

26年度当初 30億円(一般会計) / 7.0億円(復興特会)

地方消費者行政推進交付金

26年度補正 20億円

27年度当初 30億円(一般会計) / 4.8億円(復興特会) 27年度補正 20億円

被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)が対象

事業メニュー

1. 消費生活相談機能整備・強化事業

- 消費生活センターの整備(広域連携による整備を含む)
- 専門的な消費生活相談への対応力強化(弁護士等専門家の活用)
- 商品テスト機能の強化
- 裁判外紛争処理機能の強化

2. 消費生活相談員養成事業

- 消費生活相談員の計画的・集中的な養成

3. 消費生活相談員等「ヘルプアップ」事業

- 消費生活相談員等の研修

4. 消費生活相談体制整備事業

- 消費生活相談員の配置・増員、処遇改善

5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

- 都道府県による市町村支援

6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業

- 消費者教育の推進
- 地域の見守りネットワーク推進
- 地域のリーダー育成
- 消費者団体の支援
- 事業者指導や法執行強化
- 先駆的プログラム等

7. 消費者安全法46条2項に基づく法定受託事務

- 事業者への立入調査

事業の概要



地方消費者行政推進交付金

28年度予算(案) 30億円

趣旨

消費者問題の多様化・複雑化、高齢者等の消費者被害の深刻化、改正消費者安全法の施行、消費者ホットライン3桁化により増加する消費生活相談への対応等
消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援するため、都道府県に「地方消費者行政推進交付金」を交付。

20年度2次補正	15.0億円
21年度1次補正	8.0億円
24年度当初	5.0億円
	3.6億円(復興)
24年度補正	60.2億円
25年度当初	5.0億円
	7.3億円(復興)
25年度補正	1.5億円
26年度当初	3.0億円
	7.0億円(復興)
26年度補正	2.0億円
27年度当初	3.0億円
	4.8億円(復興)
27年度補正	2.0億円
28年度当初(案)	3.0億円
	4.8億円(復興)

1. どこに住んでいても安心して相談できる社会基盤づくり

消費者ホットライン3桁化により増加する消費生活相談への対応等の消費生活センターの設立支援

改正消費者安全法の施行を踏まえた消費生活相談員の養成、レベルアップ
都道府県による市町村支援等

地方消費者行政強化作戦を推進し、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備

2. 消費者問題解決力の高い地域社会づくり

消費者トラブルに遭うリスクの高い高齢者や障害者等の被害防止のための「地域の見守りネットワーク」の推進

成人年齢引下げを想定した若者向けの消費者教育・啓発の推進等

地域社会全体と消費者自身の対応力を強化

3. 情報化の進展やグローバル化等新たな課題への対応

インターネット、スマートフォン、SNSの利用拡大など情報化の進展に対応した相談体制の強化等

オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて増大が見込まれる在留外国人への情報提供や相談体制の強化等

消費者一人ひとりの安全・安心の確保

1.~3.のうち一部は、「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」により実施

- 各地方公共団体における消費者行政の計画的・安定的な取組を促進
- 併せて、長期的・自律的な地方消費者行政体制の充実・強化を促進
- 地域の現場における対応力の強化を図り、「消費拡大」に資する「消費者の安全・安心」を幅広く確保

平成28年度 先駆的プログラム

(国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム)
(地方消費者行政推進交付金)

30億円の内数

(28年度予算)

消費者の安全・安心の確保に向け、消費者問題に関する先駆的なテーマを国から提案、問題意識を共有した上で、地方公共団体の自主性・独自性を確保しつつ、地方の現場での実証実験等を実施、その成果を全国的に波及・展開

先駆的プログラムの運用(基本的考え方)

- ・国から提案する政策テーマを踏まえ、地方公共団体独自の企画により先駆的事業を実施
- ・地方の財政負担に関する交付金の通常ルール(2分の1以上)の対象外
- ・事業終了後、事業の成果・課題等をまとめた報告書を提出、消費者庁が取りまとめ・公表し、全国的な波及・展開を目指す

(参考)平成27年度 先駆的プログラム

- ・消費者の安全・安心確保のための地域ネットワークの構築
- ・消費者教育の推進(地域における多様な担い手の連携・協働、風評被害の防止等)
- ・消費者被害回復制度の運用に向けた活動の支援
- ・土日祝日相談体制の整備
- ・地域での事業者等のコンプライアンス強化に向けた取組等の促進(食の安全・安心の確保、地域における公益通報者制度の推進)

国から提案する政策テーマ

・消費者の安全・安心確保を目的とする見守り活動の促進(地域ネットワーク構築等)

改正消費者安全法の施行を踏まえ、地方公共団体と地域の多様な主体が連携し、高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るための事業を実施

- ・見守り等の活動を行う地域ネットワークを構築するモデル的な事業
- ・高齢者等をはじめとした地域における見守りの担い手を育成する事業
- ・高齢者・障害者の消費者被害防止のための見守り活動(通話録音装置等)

・消費者教育の推進(地域における多様な担い手の連携・協働、風評被害の防止等)

多様な主体間の連携・協働や体系立った消費者教育の展開等を促進し、地方の消費者教育を推進

- ・消費生活センターの消費者教育の拠点化及びコーディネーターの人材確保・育成等に関する取組
- ・多様な担い手の参画を促す消費者教育プロジェクトの実施
- ・消費者市民社会概念を普及に関する取組
- ・若年者等に対する消費者教育の推進
- ・地域における子どもの事故防止に向けた分析等の取組
- ・子どもの事故防止策の周知・啓発の取組 等

・消費者被害回復制度の運用に向けた活動の支援

消費者団体訴訟制度(被害回復)の担い手となる特定適格消費者団体設立に向け、消費者団体、適格消費者団体に対する支援を実施

- ・制度周知事業として、シンポジウム開催や電話相談
- ・担い手育成として、適格消費者団体・特定適格消費者団体の立ち上げに対する活動支援

・消費者問題の多様化や消費生活のグローバル化並びに障害者の消費者被害防止に対応するための相談体制の整備

消費者ホットラインの3桁化(188)やマイナンバーの開始等に伴い増加が見込まれる消費生活相談への対応や、平成32(2020)年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて増加が見込まれる訪日・在日外国人への消費者被害防止のための対応、相談件数が増加している障害者への相談体制の整備を実施

- ・土日祝日における消費生活相談体制の整備を実施
- ・訪日・在日外国人の消費者被害防止のための相談体制の整備を実施
- ・障害者の消費者被害防止のための相談体制の整備

・地域での事業者等のコンプライアンス強化に向けた取組等の促進(地域における公益通報者制度の推進、景品表示法等の理解促進)

公益通報者保護制度の推進、景品表示法等の理解促進

- ・事業者・市町村の公益通報者保護制度の周知・啓発、公益通報窓口の整備
- ・地域の事業者へ表示問題等の重要性を認識してもらうため景品表示法等の研修実施

地方消費者行政の充実・強化に向けた取組

消費者安全法の改正（消費生活相談体制の強化、地域の見守りネットワーク構築）

- 消費生活相談体制の更なる充実・強化を図るとともに、地域社会において高齢者等の消費者被害に遭いやすい消費者を消費者被害から守るための見守りネットワークの整備を図ることを内容とする消費者安全法の改正を含む「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」が成立・公布（平成26年6月）。改正消費者安全法については、一部規定を除いて平成28年4月1日に施行される。
- 平成27年3月に「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」等の関係ガイドライン及び府令を策定するとともに、関係内閣府令等について、都道府県担当課長会議及びブロック会議や各都道府県の開催する管内市区町村向け説明会、消費者団体等において説明を実施。
- 平成28年1月、各地方公共団体における高齢者等の見守りネットワーク構築に向けた取組の参考となるよう、「地域における見守りネットワーク構築に向けた取組事例」を公表。

地方消費者グループ・フォーラム

- 消費生活に関わる問題は、福祉、子育て、教育、環境、金融など様々な分野に関連することから、消費者団体をはじめ、地域で多様な分野で活動する主体が「消費者」の観点から各分野で課題に取り組むとともに、行政を含めた多様な主体が連携・協働し、課題に取り組んでいくという視点が不可欠。
- 地域で活躍する消費者団体をはじめとした多様な主体が交流・連携する場として、平成22年度より「地方消費者行政グループ・フォーラム」を全国8ブロックで開催。

【平成27年度実績】

消費者団体に限らず、地方公共団体、福祉関係者、学生、教育関係者、事業者等、合計1,536名が参加。「改正消費者安全法」の公布を受け、多くのブロックにおいて、高齢者等の見守り活動や地域連携がテーマに取り上げて実施した。また、中部ブロックにおいて、文部科学省主催の「消費者教育フェスタ」と連携して開催。